

用語の解説

ページ

<自然環境－1～7表>	168～169
<人口・世帯－8～17表>	169～170
<経済基盤－18～29表>	170～172
<財政－30～34表>	172～173
<学校教育－35～41表>	173
<社会教育・文化・スポーツ－42～49表>	173～174
<労働－50～58表>	174～175
<家計－59～65表>	175～176
<居住環境－66～80表>	176～178
<社会保障－81～85表>	178～179
<健康・医療－86～94表>	179～180
<安全－95～100表>	180～181

用語の解説

用語の解説

< 自然環境 - 1~7表 >

● 総面積

市区町村の面積は、国土地理院発行「2万5千分1地形図」に表示されている海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に計測したもの。

なお、海岸線は満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めている。海岸線と行政界が接合しない河口周辺は、海岸線の自然な形状に従って河口両岸の先端を直線で結んで陸海の境としている。

ただし、一部境界未定となっている地域については国土地理院の参考値を使用。

● 評価総地積(課税対象土地)

地方税法第342条に基づき、固定資産税の課税対象とされた土地の面積の合計。田、畠、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野等がある。

なお、同法第348条の規定によって非課税とされている土地(国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地等)の面積は含まれない。

● 林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地(野草地)」の面積を加えた面積。「現況森林面積」とは、調査期日現在の森林面積をいい、「森林以外の草生地(野草地)」とは、森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

なお、河川敷、けい畔、堤塘(ていとう)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

● 人工林

植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林。

● 保安林

森林の公益的機能の発揮を目的として、国又は都道府県によって指定された森林。

● 森林蓄積

森林における立木の材積量。

● 可住地面積

北方地域及び竹島を除いた総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたもの。

● 工業事業所敷地面積

事業所が使用(賃貸を含む)している敷地の全面積。

ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確

に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

● 自然公園

自然公園法の規定により、優れた自然の風景地を保護しその利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として指定された区域。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

● 国立公園

わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣の指定を受けているもの。

● 国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、環境大臣の指定を受けているもの。

● 都道府県立自然公園

国立公園及び国定公園以外の優れた自然の風景地で、各都道府県の指定を受けているもの。

● 自然環境保全地域

自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の計。

● 平均気温

気温は°C単位で小数点第1位まで採り、1日24回の観測値から日平均気温を求め、それから年平均気温を算出している。

● 平均相対湿度

相対湿度とは、蒸気圧と飽和蒸気圧との比を百分率(%)で表したもの。1日24回の観測値から日平均相対湿度を求め、これから年平均相対湿度を算出している。

● 最高(最低)気温

1日の最高(最低)気温から各月平均の日最高(日最低)気温を求め、それらの月平均気温のうち年間を通じて最高(最低)となった月の気温。

● 日照時間

回転式日照計による値で、直射日光が地表を照射した時間の年間の合計。

● 快晴日数

日平均雲量が1.5未満(10分比)の日を快晴の日とし、その年間の日数。

● 不照日数

1日当たり太陽が地上を照らしていた時間が0.1時間未満の日を不照日といい、その年間の日数。

● 日照率

日照時間を可照時間(夜間等を除いた時間)で割ったもの。

● 平均風速

風速はm単位で小数点第1位まで採り、10分間平均風速を1日144回観測し日平均風速を求め、それから年平均風速を算出している。

● 降水量

転倒ます型雨量計による観測値で年間の総雨量をmm単位で示したもの。

● 日最大降水量

一定期間(年、月)において、1日(0時～24時)の降水量が最も多かった日の降水量。

● 降水日数

日降水量が1mm以上であった日の年間の日数。

● 雪日数(寒候年)

量にかかわりなく雪、しゅう雪、ふぶき、みぞれ、霧雪及び細氷のうち一つ以上の現象が観測された日の年間の日数。雪あられ、氷あられ、凍雨、ひょうは含まれていない。

寒候年とは、前年の8月1日から当年の7月31日までの期間のこと。例:2019年の寒候年は、2018年8月1日から2019年7月31日の期間を示す。

● 最深積雪(寒候年)

観測地点において雪が、最も降り積もった量。

<人口・世帯 - 8~17表>

● 人口総数

国勢調査でいう人口総数は、本邦(総理府令で定める歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び島根県隠岐郡五箇村にある竹島を除く)内に住居を有するすべての者としている。ただし、次に掲げる者は除かれる。

(1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む)及びその家族。

(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族。

なお、国勢調査実施年以外の年については、国勢調査による人口を基礎とし、その後の出生児・死亡者数、入・

出国者数などを加減し、毎年10月1日現在で公表される推計人口(単位:千人)を使用している。

県内市町村については、国勢調査が実施される年は国勢調査のデータを用いているが、国勢調査実施年以外の年については、国勢調査による人口を基礎とし、その後の出生児・死亡者数、転入・転出者数などを加減し、毎年10月1日現在で公表される「鳥取県の推計人口(年報)」(単位:人)を使用している。

● 人口集中地区

次の基準に該当する地域をいう。

(1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

(2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上)が隣接していること。

(3) それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

なお、人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設などがある地域を含めているためである。

● 可住地面積

<自然環境>参照。

● 年少人口

0歳から14歳までの人口。

● 生産年齢人口

15歳から64歳までの人口。

● 老年人口

65歳以上の人口。

● 従属人口

年少人口と老年人口の和。

● 出生(死亡)数

1月から12月までの一年間に届け出のあった出生(死亡)数。

● 出生(死亡)率

人口千人当たりの出生(死亡)数。

● 自然増加率

自然増加数(出生児数-死亡者数)を人口総数で割ったもの。

● 合計特殊出生率

その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に平均して何人の子供を産むかを示す目安となる仮定値。

● 社会増加率

社会増加数(転入者数－転出者数)を人口総数で割ったもの。

● 移動率(転入・転出)

移動者数(転出入者数)を人口総数で割ったもの。

(都道府県の移動率)

移動者数(転出入者数)とは都道府県の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一都道府県内で住所の変更をした者及び日本の国籍を有しない者は含まない。このほか、従前の住所地が国外の者及び従前の住所が不明の者並びに国外へ転出した者も移動者数(転出入者数)に含めていない。

なお、各月及び各年の移動者数は、住民基本台帳法の規定に基づいて、当該期間内に転入届のあった者及び職権記載がなされた者の数であって、必ずしもその期間に実際に移動した者の数ではない。また、同一人が当該期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度、移動者数に計上される。

(市町村の移動率)

移動者数(転出入者数)とは市町村の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一市町村内で住所の変更をした者は含まないが、日本の国籍を有しない者は含む。

● 世帯総数

世帯とは住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者である。

なお、「住民基本台帳法に基づく人口、人口動態及び世帯数」では、平成24年7月9日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれることとなった。

● 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。
- (2) 間借り・下宿などの単身者。
- (3) 会社などの独身寮の単身者。

● 核家族世帯

一般世帯の親族世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯。

● 婚姻件数・離婚件数

各年1月1日から12月31日までの間に、市区町村長に届け出のあった婚姻または離婚した日本人についての件数。ただし、調停、審判、判決による離婚は、翌年1月14までに届け出されたもののうち、調査該当年1月1日から12月31日までの間に成立または確定があったもの。

● 婚姻(離婚)率

年間の婚姻(離婚)件数を人口総数で割ったもの。

● 初婚年齢

生涯で初めて結婚した年齢。

<経済基盤 - 18~29表>

● 県(国)民所得

県(国)内居住者の生産活動によって生み出された所得(要素費用表示の純生産)の総額。雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。

● 県(国)内総生産

生産側と支出側の2系列で表章され、合計値は、生産側と支出側で一致する。

- (1) 生産側とは、1年間に県(国)内各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を、経済活動別に示したもの。
これは県(国)内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、生産額から中間投入額、すなわち物的経費を控除したものにあたる。
- (2) 支出側とは、1年間に県(国)内各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を支出の面で把握したもの。民間最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成等からなる。

● 名目

年々の時価を評価基準として表したもの。

● 実質

名目から物価変動の影響を除いた形で表したもの。一定の基準年次を評価基準とする固定基準年方式と、毎年の変化率を掛け合わせていく連鎖方式があるが、連鎖方式を使用。

● 農家世帯

調査日現在で経営耕地面積が10a以上、又は10a未満でも過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あつた世帯。

● 専業農家

世帯員の中に兼業従業者が1人もいない農家。

● 第1種兼業農家

世帯員の中に兼業従業者が1人以上いる農家で、農業所得を主とする農家。

● 販売農家

経営耕地面積30a以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

● 農業産出額

年内に生産された品目別生産数量に、品目別農家庭先価格を乗じて算出。

● 生産農業所得

農業産出額から農業生産のために投入された肥料、農機具等の物的経費（減価償却費、間接税を含む）を控除し、経常補助金等を加算して求めた額。

● 基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

● 耕地

農産物の栽培を目的とする土地。けい畔（耕地の一部であり、主として耕地の維持・管理に必要な土地）を含み、田と畑からなる。

● 林産物素材生産量

各需要部門別に木材加工段階に入荷した素材量から、外国産材を除いた量。

● 林業産出額

各林産物（木材、薪炭、栽培きのこ類、林野副産物）の生産量に単価を乗じて推計した額。

● 林家

調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯。

● 林業経営体

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業を行う者。

- (1) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けける伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。）
- (2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

● 海面漁業

海面において、水産動植物を採捕する事業。

● 海面漁業経営体

調査期日前1年間に、海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所。

● 事業所

経済活動の場所的単位。原則として次の要件を備えているものをいう。ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）は含まない。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事業所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

● 従業者

調査期日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

● 第1次産業

農業、林業及び漁業。

● 第2次産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業。

● 第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）。

● 製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計で、消費税等内国消費税額を含んだ額。

● 付加価値額

生産額から内国消費税額、原材料使用額等及び減価償却額を引いた額。

● 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの。
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの。

次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。

- i. 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。
- ii. 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)。
- iii. ガソリンスタンド。
- iv. 行商、旅商、露天商など。
- v. 官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

● 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。
- (2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。
- (3) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを販売するもの。
- (4) 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く)。
- (5) 他の事業所のための商品売買の代理行為又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。

● 商業年間販売額

1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税を含んだ金額。

● 食料自給率

都道府県別食料自給率は、次のようにして算出。

- (1) 供給熱量ベース(カロリーベース)

$$\text{供給熱量ベースの食料自給率} = \frac{1\text{人}\cdot1\text{日当たりの産熱量}}{1\text{人}\cdot1\text{日当たりの供給熱量}}$$

- ① 分母となる1人・1日当たり供給熱量は、全国の1人・1日当たり供給熱量(平成30年度は2,443kcal)と同じとしている。
- ② 子なる1人・1日当たりの各都道府県産熱量は、品目ごとに全国の国産供給熱量を当該県の生産量に応じて按分して、全品目を合計し、これを当該県の人口で割って算出。
- (2) 生産額ベース

$$\text{生産額ベースの食料自給率} = \frac{\text{食料生産額}}{\text{食料消費仕向額}}$$

- ① 分母となる食料消費仕向額については、全国の食料消費仕向額(平成30年度は16.2兆円)を当該県の人口に応じて按分して算出。
- ② 子となる各都道府県の食料生産額は、品目ごとに全国の国内生産額を当該県の産出額等に応じて按分し、これらを合計して算出。

＜財政 - 30～34表＞

● 人件費

報酬、給料、職員手当、共済費、恩給及び退職年金等、一定の勤務に対する対価、報酬として当該地方公共団体から支払われる一切の経費。

● 補助費等

決算統計上の歳出の性質別分析項目の一つ。負担金・寄付金、補助交付金等からなる。

● 普通建設事業費

投資的経費のひとつで、補助事業費、単独事業費、国直轄事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業費からなる。

● 単独事業費

普通建設事業費のうち、国庫補助を受けないで地方公共団体が単独で行う事業の経費。

● 公債費

地方公共団体が地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額。地方債元利償還金、一時借入金利子からなる。

● 物件費

主として、人件費に対して用いられるもので、人件費、維持修繕費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

賃金(ただし、人件費に計上されるものを除く)、旅費、交際費、需用費(ただし、家屋等の修繕で維持修繕費に計上されるものを除く)、役務費、備品購入費、委託料等であり、消費的経費に属する。

● 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるが、数値が1.0に近いほど財政力が強いとされ、1.0を超える場合は普通交付税の不交付団体となる。

基準財政収入額(基準財政需要額をまかなうために自主的に徴収される標準的な収入)を、基準財政需要額(客観的にみて地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または、施設を維持するために必要な経費)で割ったものの3か年平均である。